

家賃補助（住居確保給付金）のしおり

仕事を辞めたことなどで収入が減少し、家賃の支払いに
悩みの方に、再就職に向けた活動を行うことなどを要件と
して、家賃額（上限あり）を補助します。

※ 本しおりにおいて「家賃補助」とは、住居確保給付金のう
ち、家賃相当分の支給をいいます（生活困窮者自立支援法
第3条第3項第1号）

※ 収入要件や資産要件などがあります

家賃補助とは

離職、自営業の廃止（以下「離職等」といいます。）又は個人の責に帰すべき理由
・都合によらない就業機会等の減少（以下「やむを得ない休業等」といいます。）
により離職や廃業と同程度の状況になり経済的に困窮する方であって就労能力及び
就労意欲のある方のうち、住居を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対
象として家賃相当分の住居確保給付金を支給するとともに、支援員による就労支援
等を実施し、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行います。

支給額：下表 1（家賃基準額）を上限として、収入に応じて調整された額を支給

表 1

世帯人数	1人	2人	3～5人	6人	7人以上
家賃基準額	38,000 円	46,000 円	49,000 円	53,000 円	59,000 円

支給期間：3か月間（一定の条件により3か月間の延長及び再延長が可能）

支給方法：原則として不動産業者等へ代理受領

家賃補助を受けるには、次のような要件があります

申請時に次の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある。
- ② 申請日において、離職等の日から2年以内※又はやむを得ない休業等により収入が減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある。
※当該期間に、疾病、負傷、育児その他姫路市がやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかった場合（以下「やむを得ない事情のある場合」といいます。）は、当該事情により求職活動を行うことができなかった日数を2年に加算した期間とするものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とします。
- ③ 離職等又はやむを得ない休業等の前に、主たる生計維持者であった（離職等又はやむを得ない休業等の前は主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む）。

- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同じの世帯に属する者の収入の合計額が次の表 2 の金額以下である（収入には、年金や失業給付等を含む）。

表 2

世帯人数	基準額	家賃基準額（上限）	収入基準額（上限）
1 人	84,000 円	38,000 円	122,000 円
2 人	130,000 円	46,000 円	176,000 円
3 人	172,000 円	49,000 円	221,000 円
4 人	214,000 円	49,000 円	263,000 円
5 人	255,000 円	49,000 円	304,000 円
6 人	297,000 円	53,000 円	350,000 円
7 人	334,000 円	59,000 円	393,000 円

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同じの世帯に属する者の金融資産の合計額が次の表 3 の金額以下である。

表 3

世帯人数	金融資産
1 人	504,000 円
2 人	780,000 円
3 人以上	1,000,000 円

- ⑥ 公共職業安定所（ハローワーク）に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。ただし、やむを得ない休業等により収入が減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある事業を行う個人であって、自立に向けた活動を行うことが当該者の自立の促進に資すると姫路市が認める場合は、当該取組（以下「自立に向けた活動」と言います。）を行うことをもって、当該求職活動に代えることができます。
- ⑦ 自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同じの世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と同じの世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

家賃補助の支給額

- ・ 月収が基準額（表 2）以下の方の家賃補助支給額は家賃額^{※1}

※1 家賃額は家賃補助の家賃基準額（表 2）を上限

- ・月収が基準額（表2）を超え収入基準額（表2）未満の方は、次の数式により算定された額^{※2}

申請者が居住する住宅の実際の家賃額 －（月の世帯の収入合計額－基準額）

※2 算定された額は家賃補助の家賃基準額（表2）を上限

住宅の初期費用及び生活費が必要な方は

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、姫路市社会福祉協議会に総合支援資金）の貸付についてご相談ください。

家賃補助の申請をするために必要なもの

- ① 住居確保給付金支給申請書及び住居確保給付金申請時確認書
- ② 本人確認書類（原則顔写真付きのもの。顔写真付きでないものは2点必要）
運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、各種健康保険証、住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、戸籍全部事項証明書、在留カード等
- ③ ・離職等の方
離職等後2年以内（※やむを得ない事情のある場合は最長4年以内）であることが確認できる書類の写し（離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、例えば、離職先の雇い主が離職したことを証明した書類など、離職者であることが確認できる何らかの書類、自営業を廃業した者の場合は廃業届等）
※やむを得ない事情のある場合は「医師の証明書その他の当該事情に該当することの事実を証明することができる書類（必要最小限のもの）の写し」
- ・やむを得ない休業等の方
個人の責に帰すべき理由・都合によらずに就業機会等が減少し、離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し（自然災害等により当該個人の意思にかかわらず雇用主から休業やシフトの減少を命じられたことが分かる書類、社会経済情勢の変動等による取引先企業の倒産により就労機会の減少を余儀なくされたことが分かる書類等）
- ④ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し

給与明細書、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「年金振込通知書」等

- ⑤ 申請者及び申請者と同一に世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し、国債・株式・投資信託・暗号資産の残高が分かる書類の写し
- ⑥ ハローワークから付与された「求職番号」（自立に向けた活動を行う申請者は「自立に向けた活動計画」）

家賃補助の申請から決定まで

住居を喪失するおそれのある方の場合

◆ 家賃補助の相談

- ・ 自立相談支援機関「くらしと仕事の相談窓口」（以下「くらしと仕事の相談窓口」といいます。）に家賃補助の相談をしてください。申請に必要な手続き等を説明いたします。

◆ 入居住宅の貸主との調整

- ・ 不動産業者等に申請書の写しを提示するとともに、「入居住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けてください。

◆ ハローワークでの求職申込みと他施策利用状況の確認

- ・ ハローワークにて求職申込みを行ってください。（自立に向けた活動を行う申請者は経営相談先の経営相談を受けて「自立に向けた活動計画」を作成してください。なお、経営相談先とはよろず支援拠点、商工会議所、商工会といった公的な経営相談先のことであり、住居確保給付金申請者の経営相談には事前相談が必要となりますので、自立に向けた活動を希望される場合は「くらしと仕事の相談窓口」にお問い合わせください。）

◆ 家賃補助の申請

- ・ 必要書類を添えて、申請書を「くらしと仕事の相談窓口」に提出します。
- ・ 不動産業者等から記載・発行を受けた「入居住宅に関する状況通知書」に賃貸借契約書の写しを添付し、「くらしと仕事の相談窓口」に提出してください。
- ・ ハローワークから付与された求職番号を「住居確保給付金申請時確認書」の裏面に記載してください。（自立に向けた活動を行う申請者は、「自立に向けた活動計画」を「くらしと仕事の相談窓口」に提出してください。）

◆ 家賃補助の審査・決定

- ・ 審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて「職業相談確認票」（自立に向けた活動を行う場合は「自立に向けた活動状況報告書」）、必要に応じて「常用就職届」、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」の用紙が配付されます。
- ・ 入居している住宅の不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- ・ 家賃補助は、姫路市から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- ・ 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨連絡してください。
- ・ 「くらしと仕事の相談窓口」が、必要に応じて、受給者の住宅を訪問し、居住の実態を確認するとともに、居住環境や生活面の指導を行うことがあります。

◆ 総合支援資金（生活支援費）の貸付相談

- ・ 家賃補助受給中の生活費が必要な方は、姫路市社会福祉協議会に総合支援資金（生活支援費）の貸付についてご相談ください。

住居を喪失している方の場合

◆ 家賃補助の相談

- ・ 「くらしと仕事の相談窓口」に家賃補助の相談をしてください。申請に必要となる手続き等を説明いたします。

◆ 入居予定住宅の確保

- ・ 不動産業者等に申請書の写しを提示して、当該不動産業者等を介して賃貸住宅を探し、住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。原則として、賃貸住宅を探す範囲は姫路市内です。
- ・ 敷金・礼金などの入居初期費用を用意することが困難な方、住居確保給付金の支給開始までの生活費が必要な方は、姫路市社会福祉協議会に総合支援資金の貸付についてご相談ください。
- ・ 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けます。

◆ ハローワークでの求職申込み

- ・ ハローワークにて求職申込みを行ってください。（自立に向けた活動を行う申請者は、経営相談先の経営相談を受けて「自立に向けた活動計画」を作成してください。なお、経営相談先とはよろず支援拠点、商工会議所、商工会といった公的な経営相談先のことであり、住居確保給付金申請者の経営相談には事前相談が必要となりますので、自立に向けた活動を希望される場合は、「くらしと仕事の相談窓口」にお問い合わせください。）

◆ 家賃補助の申請

- 必要書類を添えて、申請書を「くらしと仕事の相談窓口」に提出します。
- 不動産業者等から記載・発行を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」を、「くらしと仕事の相談窓口」に提出してください。
- ハローワークから付与された求職番号を「住居確保給付金申請時確認書」の裏面に記載してください。（自立に向けた活動を行う申請者は、「自立に向けた活動計画」を「くらしと仕事の相談窓口」に提出してください。）

◆ 家賃補助の審査

- 審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されます。
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産業者等に住居確保給付金不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。
- 「住居確保給付金支給対象者証明書」の交付にあわせて、「住宅確保報告書」の用紙が配付されます。

◆ 賃貸借契約の締結

- 「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産業者等に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。この際、総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている場合は、その写しも提示してください。
- 総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている方の場合、本賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付金が不動産業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となります。なお、総合支援資金（住宅入居費）を活用せず、初期費用を自分で用意可能な方の場合には、通常契約となると考えられますが、混乱を防ぐため家賃補助対象者については、全て停止条件付きの契約とするとしている不動産業者等もあると考えられますのでご注意ください。
- 総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている方は、契約締結後、賃貸借契約書の写しを姫路市社会福祉協議会に提出してください。審査を経て、総合支援資金（住宅入居費）の貸付が決定され、住宅入居費が不動産業者等に振り込まれます。

◆ 入居手続き

- 住宅入居費が不動産業者等に振り込まれたことをもって停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。
- すぐに住民票の設定・変更手続きをしてください。

◆ 家賃補助支給の決定

- 既に「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されていますが、実際に支給を受けるためには、住宅入居後7日以内に、「賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し」及び新住所における「住民票の写し」を添付して、「住居確保報告書」を「くらしと仕事の相談窓口」に提出してください。
- 「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「職業相談確認票」（自立に向けた活動を行う場合は「自立に向けた活動状況報告書」）の用紙、必要に応じて「常用就職届」、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」の用紙が配付されます。
- 住宅を確保している不動産業者等に対して、「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- 家賃補助は、姫路市から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- 臨時特例つなぎ資金の貸付を受けている方は、償還について姫路市社会福祉協議会の指示を受けることとなります。
- 総合支援資金（生活支援費）の申請をしている方は、「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを姫路市社会福祉協議会に提出してください。審査が通ると、貸付決定が通知されます。
- 「くらしと仕事の相談窓口」が、必要に応じて、家賃補助受給者の住宅を訪問し、居住の実態を確認するとともに、居住環境や生活面の指導を行うことがあります。

◆ 総合支援資金（生活支援費）の貸付相談

- 家賃補助受給中の生活費が必要な方は、姫路市社会福祉協議会に総合支援資金（生活支援費）の貸付についてご相談ください。

家賃補助受給中の義務

- ◆ 家賃補助受給期間中は、ハローワークの利用、支援員の助言、その他様々な方法により、常用就職に向けた求職活動を行ってください。（自立に向けた活動を行う場合は、経営相談先からの助言等を受けて作成した「自立に向けた活動計画」による取組を行ってください。）
- ◆ 少なくとも毎月2回以上、「職業相談確認票」を持参の上、ハローワーク等の職業相談等を受ける必要があります。「職業相談確認票」にハローワーク等の担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入を受けるとともに、公共職業安定所等の確認印を受けます。（自立に向けた活動を行う場合は、経営相談先の助言等のもと「自立に向けた活動計画」を作成し、月1回以上、当該計画に基づく取組を行うとともに、原則として月1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受ける必要があります。）
- ◆ また、毎月4回以上、支援員による面接等の支援を受ける必要があります。

- 求職活動を行う場合は、「職業相談確認票」を支援員へ提示してハローワークにおける職業相談状況を報告するとともに、その他の求職活動の状況を「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」を活用するなどの方法により、報告してください。
 - 自立に向けた活動を行う場合は、「自立に向けた活動状況報告書」を支援員へ提示して「自立に向けた活動計画」による取組を報告してください。
- ◆ 自立に向けた活動を行う場合を除き、原則として週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受ける必要があります。これはハローワークにおける活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用して下さい。月4回の支援員との面接の際に、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に求人票や求人情報誌の該当部分を添付して、「くらしと仕事の相談窓口」に報告してください。
- ◆ 自立に向けた活動を行う受給者は、経営相談先から公共職業安定所等での求職活動等を行うことが適当と助言等を受けた場合は、速やかに「くらしと仕事の相談窓口」に報告するとともに、公共職業安定所（ハローワーク）に求職の申込みを行い、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行う必要があります。
- ◆ 「くらしと仕事の相談窓口」よりプランが策定された場合は、上記に加え、プランに記載された就労支援（職業訓練や就労準備支援事業等）等を受けてください。

受給中に常用就職した場合等は届出が必要です

- ◆ 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6か月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を「くらしと仕事の相談窓口」へ提出してください。また、提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、「くらしと仕事の相談窓口」に毎月提出してください。
- ◆ やむを得ない休業等により住居確保給付金を受給中の方については、収入額を確認することができる書類を、「くらしと仕事の相談窓口」に毎月提出してください。

一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- ◆ 家賃補助受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月間を、2回まで、延長することが可能です。

(要件)・受給中に誠実かつ熱心に求職活動を行っていたこと（自立に向けた活動を行う場合は、「自立に向けた活動計画」に基づく取組を行うとともに、経営相談先の面談等の支援を受けていたこと）

- ・世帯の収入と預貯金が一定額以下であること
- ・受給者の収入等を得る機会が改善しない場合 など

家賃補助受給期間の延長又は再延長を希望される場合は、当該受給期間の最終月になったら、まず要件を満たしているか、「くらしと仕事の相談窓口」で確認してください。

※自立に向けた活動を行う受給者が受給期間の延長を希望される場合は、延長申請時は自立に向けた活動を行うことにより求職活動に代えることができますが、再延長申請を行う場合は公共職業安定所（ハローワーク）に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行う必要があります。（求職活動に代えて「自立に向けた活動を行うこと」による家賃補助の受給は6か月間までしか認められません。）

受給額を変更できる場合があります

- ◆ 以下の場合に限り、受給額の変更が可能です。
 - ・ 家賃補助支給対象住宅の家賃が変更された場合
 - ・ 収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合
- ◆ 「くらしと仕事の相談窓口」に申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わった又は収入が下がったことが証明出来る書類をお持ちのうえ、「くらしと仕事の相談窓口」へお越しください。

家賃補助を中止する場合があります

- ◆ 自立に向けた活動を行う場合を除き、毎月2回以上のハローワークでの就職相談、毎月4回以上の支援員による面接等又は原則として週1回以上の求人先への応募・面接を行う等の求職活動を怠る方については、支給を中止します。
- ◆ 「くらしと仕事の相談窓口」が策定したプランに従わない場合や就労支援に関する姫路市の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- ◆ 受給中に常用就職し、就労により得られた収入が一定額（姫路市の場合：収入基準額（2ページの表2）と同額）を超えた場合は、原則として収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止します。常用就職又は就労収入等の報告を怠った場合も支給を中止します。
- ◆ 自立に向けた活動を行う申請者が、「自立に向けた活動計画」に基づく取組を月1回以上行わなかった場合や、経営相談先の面談等の支援を原則として月1回以上受けることを怠った場合は中止します。
- ◆ 住居を退去した者（不動産業者等からの要請の場合、「くらしと仕事の相談窓口」の指示による場合を除く。）については、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。
- ◆ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、直ちに支給を中止します。
- ◆ 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合は、支給を中止します。
- ◆ 生活保護を受給した場合は、支給を中止します。
- ◆ 受給中に疾病・負傷その他姫路市がやむを得ないと認める事情のため住居確保給付金を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合は、支給を中止します。また、中断期間中に毎月1回の面談等による報告を怠った場合も支給を中止します。
- ◆ 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

家賃補助を中断する場合があります

- ◆ 家賃補助の受給中に、疾病又は負傷により求職活動を行うことが困難となった場合は、「住居確保給付金中断届」を「くらしと仕事の相談窓口」に提出することにより、支給を中断することができます。
- ◆ 中断期間中は、原則として毎月1回、面談、電話、電子メール等により体調、生活状況、求職活動を再開する意思等の報告をする必要があります。
- ◆ 求職活動の再開を希望する場合は、「住居確保給付金支給再開届」を「くらしと仕事の相談窓口」に提出してください。
- ◆ 支給期間は、中断前と再開後を合わせて通算9か月までとなります。

家賃補助の再支給について

- ◆ 家賃補助は、原則一人一回の支給です。
- ◆ ただし、従前の家賃補助の支給終了後に、新たに解雇（本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）その他事業主の都合による離職、廃業（本人の責に帰すべき理由または当該個人の都合によるものを除く。）もしくは就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、かつ従前の支給が終了した月の翌月から起算して一年を経過している（常用就職又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増加したあとに上記に該当したものに限られる。）場合に限り、再支給を受けることができます。

※あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は、事業主の都合による離職には当たりません。

家賃補助を徴収する場合があります

- ◆ 家賃補助の受給後に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について姫路市が徴収するとともに以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

～お問い合わせ先～

くらしと仕事の相談窓口

姫路市安田三丁目 1 番地

姫路市総合福祉会館 2 階

TEL 079-280-2301